

**大分県立病院第3期 病院総合情報システム  
(部門システム③(臨床検査システム等))調達**

**落札者決定基準書**

**令和4年9月  
大分県立病院**

## はじめに

大分県立病院第3期病院総合情報システム(部門システム③(臨床検査システム等))調達にあたり、最適なシステムを選定するためにシステム性能・技術面及び価格面の2つの観点で評価する。落札者の決定にあたっては、提案内容の技術評価と入札価格等の評価を合算する総合評価方式を採用し、総合評価点の最も高い者をもって落札者とする。

本落札者決定基準は、「大分県立病院第3期病院総合情報システム(部門システム③(臨床検査システム等))調達」に係る落札者の決定基準を定めるものである。

## 1 審査機関及び基本的事項

### (1) 審査機関

本調達に係る審査及び評価については、大分県立病院第3期病院総合情報システム調達総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という)において実施する。

### (2) 審査内容

審査委員会は、「大分県立病院第3期病院総合情報システム(部門システム③(臨床検査システム等))調達入札仕様書」(以下「仕様書」という。)にて求める性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているかの審査及び下記3に基づき付与する点数の審査等を行う。

### (3) 性能・技術等の評価

性能・技術等については、仕様書に対する回答及び回答内容と提案価格のバランスを審査会で評価し、算定した得点を「技術評価点」とする。

### (4) 価格等の評価

入札価格及び保守費用に関する提案価格について、下記4(2)に示す計算式に基づき算定した得点を「価格等評価点」とする。

(5) 「技術評価点」と「価格等評価点」の得点配分は、3:2とし、それぞれ600点満点、400点満点、合計1,000点満点とする。

## 2 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法は、次に掲げる要件に該当する入札者のうち、3から4に定める評価方法により算出された「技術評価点」と「価格等評価点」を合計した総合評価点が最も高い者を落札予定者とし、審査委員会で審議のうえ落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 「技術回答（択一式提案要件）」に定める各評価項目の要求仕様において「必須」と表示したもの全てに対応が可能なこと。（3－（5）－エの条件を確認）

(2) 総合評価点の最高得点者が2者以上あるときは、次の順序で落札者を決める。

ア 「技術評価点」が高い者を落札者として決定する。

イ 「技術評価点」が同点でかつ「価格等評価点」も同点の場合は、「審査評価要件」の得点の高い者が落札者として決定する。

ウ 「技術評価点」が同点でかつ「価格等評価点」も同点で、さらに「審査評価要件」の得点も同点の場合は、該当する者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、該当する者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行業務に関係のない当院職員に、これに代えてくじを引かせる。

(3) 「技術評価点」「審査評価点」「価格等評価点」の配分は下表のとおりとする。

評価要素		配点	合計得点	
A 技術評価点 (技術回答)	択一式 提案要件	ソフトウェア要件	500 点	600 点
	審査評価要件			
B 価格等評価点	入札価格及び7年間の保守参考費用		400 点	400 点
C 総合評価点	A + B			1,000 点

ア 総合評価点は1,000点満点とし、その得点配分は「技術評価点」を600点、「価格等評価点」を400点とする。

イ 「技術評価点」は、択一式提案要件及び審査評価要件の得点の合計点とする。

ウ 「価格等評価点」は、入札価格及び7年間の保守費用に対する得点とする。

### 3 技術回答の評価方法

(1) 技術回答は、各評価項目の要求仕様に対する応札者の対応方法等についてはまるものを1つ選択して記号で回答する択一式提案要件及び技術回答の内容と提案価格のバランスについて審査会で評価する審査評価要件の2種類とする。

(2) 技術回答の評価は、提出された技術回答に対して、(4)に示す技術回答の評価基準（以下「評価項目」という）に基づき評価を行う。

(3) 技術回答の600点満点のうち択一式提案要件の配点を500点満点、審査評価要件の配点を100点満点とし、各評価項目の配点は各評価項目に定める最高点を上限とする。

(4) 技術回答の評価基準

技術回答	評価項目	最高点	配点割合
択一式 提案要件	1 ソフトウェア要件	500	100.00%
	(1)臨床検査部門システム	-	-
	・臨床検査部門（臨床[検体]検査システム）	65	13.0%
	・臨床検査部門（血液検査システム）	80	16.0%
	・臨床検査部門（骨髄検査システム）	65	13.0%
	・臨床検査部門（細菌検査システム）	65	13.0%
	・臨床検査部門（輸血管理システム）	80	16.0%
	・臨床検査部門（脳波解析ファイリングシステム） （調達範囲外：参考）		0%
	(2)感染管理支援システム	65	13.0%
	(3)血液浄化部門システム	80	16.0%
	択一式提案要件の合計点	500	100.0%
審査評価 要件	・技術回答の内容と提案価格のバランス（コストパフォーマンス）が優れた提案となっているか	100点	
	審査評価要件の合計点	100	100.0%
技術回答の合計点		600	100.0%

(5) 択一式提案要件の採点基準

ア 各評価項目の要求仕様に対する回答は、次のイに示す択一式提案要件選択肢及び配点に定める回答内容から該当するものを1つ選択して、記号で回答するものとし、選択された回答については、イに示す配点に基づき評価を行う。

なお、回答に際しては、ウに示す回答条件を付加する。

イ 択一式提案要件選択肢及び配点は下表のとおりとする。

記号	回答内容（対応方法）	配点
A	パッケージ標準機能で対応可能。	5点
B	パッケージ機能にないが見積範囲で対応可能。	3点
C	要求仕様通りではないが、一部対応可能。 （対応可能な部分は見積範囲に含む）	1点
D	対応不可能、又は多額の開発費用が必要（記載なしはDとみなす。）	0点
E	該当しない	除外

ウ 回答条件は以下のとおりとする。

（ア）回答「A」及び「B」は、全て入札価格の範囲内で実現できるものとする

る。

(イ) 回答「A」については、要求仕様の該当システムに限らず、提案するシステムのいずれかにおいてパッケージ標準機能で満たすことができれば「可」とし、択一式提案書の備考欄に実際に機能を実装したシステム名を記載し、実現性を明確に示すこと。

また、回答「C」については、仕様通りでない内容を備考欄に記載すること。

(ウ) 必要に応じて、前記(イ)に記載された事項に対して、当院から記載内容について確認することがある。

(エ) 前記(ウ)の確認によって、事実と異なる回答であることが判明したときは、審査委員会で協議のうえ、当該要求仕様の回答を無効とし、回答を「D」とすることがある。

(オ) 択一式提案書の内容に疑義がある場合、審査会前に確認することがある。

(カ) 一つの項目の要求仕様に対し2つ以上の回答を選択し記載した場合は、当該要求仕様の回答を無効とし、回答「D」とする。

(キ) 本入札で調達を行うシステムについて、バージョンアップ等で令和4～5年度中にリリース予定の機能適応を、稼働後1年度以内に受託者の責任で確実に実施する場合は、各機能要件について「A」又は「B」評価としてよい。

注) 択一式提案要件のうち一部の重要な項目については、審査委員会にて自由提案要件の加点または減点の対象となることに留意すること。

エ 上記ウの回答条件に関わらず、必須項目として設定した項目に対して、「C」又は「D」の回答をした者は、この入札において失格とする。

オ 各評価項目の得点の算出方法は以下のとおりとする。なお、各評価項目の最高点は3-(4)による。

各評価項目で獲得した総得点
※各評価項目の得点 = 各評価項目の最高点 × $\frac{\text{各評価項目で獲得した総得点}}{\text{各評価項目の要求仕様件数} \times 5 \text{ 点 (満点)}}$
(小数点が出た場合には、小数点第1位を四捨五入)

## (6) 審査評価要件の採点基準

ア 提出された技術回答（択一式提案要件）及び提案価格について、3-(4)の評価基準に定める評価項目の視点で評価する。なお、審査評価要件の最高点は100点満点とする。

イ 審査評価要件について、審査委員会で審査委員が協議のうえ、評価し、以下のように得点を付与する。

評 価	配 点
非常に優れている提案である	100 点
優れている提案である。	70 点
普通の提案である。	40 点
レベルの低い提案である。	0 点

#### 4 価格の評価方法

- (1) 「価格等評価点」の合計は400点満点とする。
- (2) 入札価格及び7年間の保守費用の評価の合計で計算する。

価格評価点:400点 = 「価格評価点①:200点」 + 「価格評価点②:200点」

ア 初期費用(入札価格)の評価

入札価格金額の一番低い金額(以下「最低提案価格という。)を提示した提案者に、**200点**を配分し、その他の提案者は次のように計算する。

$$\text{※ 「価格等評価点①」} = 200 \text{ 点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{その他の提案者の提案価格}}$$

(小数点が出た場合には、小数点第1位を四捨五入)  
(入札者の入札価格が予定価格を上回った場合は、落札者としない。)

イ 保守参考費用(7年間)の評価

各評価項目の技術回答のうち、保守費用に関する項目について、3-(5)-イに定める評価方式による得点をもとに次のように計算する。

$$\text{※ 「価格等評価点①」} = 200 \text{ 点} \times \frac{\text{各評価項目の保守費用に関する項目の合計点}}{\text{評価項目数} \times 5 \text{ 点(満点)}}$$

(小数点が出た場合には、小数点第1位を四捨五入)